

# 広島カナダ協会会則

## 第1章 総 則

(名称および事務所)

第1条 本会は、広島カナダ協会と称し、事務所を広島市に置く。

(目的)

第2条 本会は、学術・文化・経済等の交流を通じて、広島とカナダの相互理解を深め、友好親善関係を促進することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達するため、次の事業を行う。

- 1) 講演会、展覧会、映写会等の行事の開催、ならびに後援
- 2) 相互理解のための資料および情報の収集と提供
- 3) その他、前条の目的の達成に必要な事業

## 第2章 会 員

(会 員)

第4条 本会の会員は、第2条の目的に賛同し、所定の手続きを経た個人または法人を以て構成する。

(入会および資格の喪失)

第5条 本会に入会するには、会員の推薦により、理事会が承認するものとする。

2. 会員は、次の事由によりその資格を喪失する。

- 1) 退会届を提出したとき
- 2) 本会が解散したとき
- 3) 個人会員が死亡したとき
- 4) 理事会で不相当と認められたとき

(会 費)

第6条 本会の会費は、次のとおりとする。

個人会員	年間	5,000円
法人会員	年間 1口	15,000円 (1口以上)

(ただし、個人会員のうちカナダ人および学生の会員については年会費を500円とする。)

## 第3章 役 員 等

(役 員)

第7条 本会に、次の役員を置く。

会 長	1 名
副 会 長	若干名
専務理事	1 名
理 事	若干名
監 事	2 名

(役員を選任)

第8条 会長、副会長および専務理事は、理事会において互選する。

2. 理事および監事は、総会において選任する。

3. 辞任等により期中に監事不在となる場合は、理事会において次期総会までの代行者を選任する。

(役員職務)

第9条 会長は本会を代表し、会務を統轄する。

2. 副会長は会長を補佐し、会長不在の場合は、その職務を代行する。

3. 専務理事は会長を補佐し、一切の会務を執行する。

4. 理事は会長、副会長を補佐し、理事会を構成して、重要な会務を処理する。

5. 監事は会計を監査する。

(役員任期)

第10条 役員任期は2年とする。但し、再任を妨げない。

2. 補欠により就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。

(名誉会長、顧問および名誉会員)

第11条 本会に、名誉会長、顧問および名誉会員を置くことができる。

2. 名誉会長、顧問および名誉会員は、理事会の承認を経て会長が委嘱する。

## 第4章 会 議

(総 会)

第12条 総会は会員を以て構成し、毎年一回開催し会長が召集する。但し、理事会が必要と認めるときは、臨時総会を招集することができる。

2. 総会は、会員の過半数（委任状または代理人を含む）の出席により成立する。

3. 総会に付議する事項は、次のとおりとする。

- 1) 事業計画および報告
- 2) 予算および決算
- 3) 役員選任および解任
- 4) 会則の改正
- 5) その他理事会が必要と認めた事項

4. 総会の決議は、出席者の過半数を以てこれを行う。

(理 事 会)

第13条 理事会は理事を以て構成し、必要に応じ会長が招集する。

2. 理事会は、理事の過半数（委任状または代理人を含む）の出席により成立する。

3. 理事会に付議する事項は、次のとおりとする。

- 1) 総会に付議する事項
- 2) その他会則に定めのある事項

4. 理事会の決議は、出席者の過半数を以てこれを行う。

(委 員 会)

第14条 本会は、事業の円滑な遂行を図るため、委員会を設けることができる。

2. 委員会は、総会の決議をもって設置する。

## 第5章 会 計

(会計年度)

第15条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日とする。

(経 費)

第16条 本会の経費は、会費およびその他収入を充てる。

## 第6章 事 務 局

(事 務 局)

第17条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。

2. 事務局長は、会長が委嘱する。

3. 事務局長は事務局を管理し、事務を処理する。

## 第7章 付 則

(理事会への委任)

第18条 この会則の施行に関し、必要な事項は理事会で定める。

(施行期日)

第19条 この会則は2016年7月11日から施行する。